

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

伊勢市長

## 公表日

令和5年12月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







3. 特定個人情報ファイル名					
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)  2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)				
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※					
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)  ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の5、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)				
6. 評価実施機関における担当部署					
①部署	環境生活部戸籍住民課				
②所属長の役職名	戸籍住民課長				
7. 他の評価実施機関					

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月3日
⑥事務担当部署	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御園)、各支所(神社・大湊・浜郷・宮本・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木)

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。								
④使用の主体	使用部署	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御園)、各支所(神社・大湊・浜郷・宮本・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木)							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載する。</li> <li>・機構、県、及び他市町村間での通知に使用する。</li> <li>・個人番号の管理を行う。</li> </ul>								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カードまたはその他の本人確認書類と住民基本台帳情報ファイルを、個人番号、住民票コード、基本4情報をもとに突合を行う。</li> <li>・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。</li> </ul>							
⑥使用開始日	平成27年10月5日								



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	窓口業務委託	
①委託内容	住民異動届・戸籍届等の受付・入力業務、各種証明書の交付申請受付・発行業務等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ニチイ学館	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	既存住基システム保守業務委託	
①委託内容	既存住基システムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 56 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 27 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	別紙1に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	別紙1に掲げる事務
③提供する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	別紙2に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1
②移転先における用途	別紙2に掲げる事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;本市が契約するクラウドサービス利用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。</li> <li>・データセンターとは専用線にて接続。</li> <li>・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。</li> <li>・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。</li> <li>・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。</li> <li>・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月3日
⑥事務担当部署	環境生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御園)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</li> <li>・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	三重県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <div style="margin-left: 200px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2～5	
提供先2	三重県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <div style="margin-left: 200px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード命令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	環境生活部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )	
③使用目的 ※	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御園)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない ( 1 ) 件           <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]           <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ＜本市が契約するクラウドサービス利用における措置＞
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。
  - ・データセンターとは専用線にて接続。
  - ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。
  - ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。
  - ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。
  - ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

#### ① 住民票記載項目

1. 住民票コード、2. 氏名 フリガナ、3. 氏名、4. 通称氏名、5. 併記氏名、6. カタカナ併記名、7. 性別、8. 生年月日、9. 住民となった異動が発生した日、10. 外国人が住民となった異動が発生した日、11. 住所、12. 住所を定めた異動事由、13. 住所を定めた異動を受理した日、14. 住所を定めた異動が発生した日、15. 世帯主の氏名、16. 世帯主の併記氏名、17. 続柄、18. 前住所、19. 転出予定先住所、20. 転出先住所、21. 転出届を受理した日、22. 転出を予定する日、23. 転出者の転入通知が通知された日、24. 転出者が転入先に転入した日、25. 住民票から削除された異動事由、26. 住民票から削除された異動を受理した日、27. 住民票から削除された異動が発生した日、28. 戸籍筆頭者の氏名、29. 本籍、30. 在留カードの番号、31. 国籍、32. 法第30条45の表の下欄に掲げる事項、33. 在留資格、34. 在留期間、35. 在留期間の満了の日、36. 住民票が改製された日、37. 行政区、38. 小学校区、39. 中学校区、40. 住民票の備考欄に備考文を記載した日、41. 住民票の備考欄に記載する備考文、42. 国民健康保険資格有無情報、43. 国民健康保険退職資格有無情報、44. 国民年金記号番号、45. 国民年金種別情報、46. 児童手当資格有無情報、47. 介護保険資格有無情報、48. 後期高齢資格有無情報、49. 後期高齢の被保険者番号、50. 後期高齢の資格を取得した日、51. 後期高齢の資格を喪失した日、52. 通称氏名を住民票に記載した日、53. 通称氏名を住民票に記載した市区町村、54. 住民票への記載履歴がある通称氏名、55. 通称氏名を住民票から削除した日、56. 通称氏名を住民票から削除した市区町村、57. 個人番号、58. 旧氏漢字、59. 旧氏 ふりがな

#### ② システム制御用項目

1. 登録日時、2. 更新日時、3. 更新コンピュータ名、4. 更新ユーザID

#### ③ その他記録項目

1. 住民区分、2. 異動事由、3. 異動を受理した日、4. 異動が発生した日、5. 住民となった異動事由、6. 住民となった異動を受理した日、7. 外国人が住民となった異動を受理した日、8. 通称氏名 フリガナ、9. 併記氏名 フリガナ、10. 世帯主の氏名 フリガナ、11. 世帯主の併記氏名 フリガナ、12. 変更前の通称氏名 フリガナ、13. 変更前の通称氏名、14. 変更前の併記氏名 フリガナ、15. 変更前の併記氏名、16. 変更前の氏名 フリガナ、17. 変更前の氏名、18. 前住所の世帯主氏名、19. 転入前住所、20. 転入前住所の世帯主氏名、21. 転居前住所、22. 転居前住所の世帯主氏名、23. 転出予定先住所の世帯主氏名、24. 転出先住所の世帯主氏名、25. 投票区、26. 転居前の行政区、27. 転居前の小学校区、28. 転居前の中学校区、29. 転居前の投票区、30. 住民票への記載履歴がある通称氏名 フリガナ、31. ローマ字 氏名、32. ローマ字 旧氏

### (2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

### (3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所住所 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・届出書をシステムへ入力後、入力者以外の者が異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要があるユーザーを、職員、委託先等ごとに、所管課長が特定している。</li> <li>・個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を自実施している。</li> <li>・利用可能な機能や、参照可能な情報は、ユーザーIDごとアクセス制限をグループ分けして設定している。</li> <li>・退職や人事異動でアクセス権限の必要がなくなった操作者に対してはアクセス権限を失効させている。</li> <li>・システムのアクセスログ管理機能により、いつ、誰が、どの情報にアクセスしたか記録している。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <p>【窓口業務委託】 個人情報の保護に関する条例等の遵守、責任体制の整備、管理責任者等の届出、作業場所の特定、教育の実施、守秘義務、再委託の禁止、個人情報の管理、提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止、個人情報の返還又は廃棄、定期報告及び緊急時報告、監査及び検査、事故時の対応、契約解除、損害賠償</p> <p>【既存住基システム保守業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。</li> <li>・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。</li> <li>・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回(従事者等に変更があった場合はその都度)行わなければならない。</li> <li>・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。</li> <li>・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</li> <li>・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。</li> <li>・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。</li> <li>・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。</li> <li>・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。</li> <li>・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ O ] 接続しない(入手)    [ ] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・届出書は鍵付きの書庫に保管している。</p> <p>&lt;本市が契約するクラウドサービス利用における措置&gt;</p> <p>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</p> <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>（対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容） 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類（写真付の官公庁発行の証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>（必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容） ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</li> </ul>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>（宛名システム等における措置） 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>（事務で使用するその他のシステムにおける措置） 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したサーバー室にある。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> </ul> <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。</li> <li>受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。</li> <li>業務の遂行にあたっては、関係法令を順守し、業務及び業務処理上知り得た事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手方(都道府県サーバ)と市町村CS間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 相手方(都道府県サーバ)と市町村CS間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> <li>誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(都道府県サーバ)と市町村CS間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>		



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。</li> <li>・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</li> </ul>	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>（対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容） 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類（写真付の官公庁発行の証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>（必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容） ・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-6 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>（宛名システム等における措置） 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>（事務で使用するその他のシステムにおける措置） 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したサーバー室にある。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。</li> <li>・受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。</li> <li>・業務の遂行にあたっては、関係法令を順守し、業務及び業務処理上知り得た事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>		





<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。</li> <li>・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 環境生活部戸籍住民課 電話:0596-21-5553
②対応方法	対応について記録を残す。対応策や再発防止策について協議を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年7月頃	平成27年8月3日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年8月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成27年10月5日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年8月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年8月3日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年8月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成27年6月1日	平成27年10月5日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年8月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事前	事後で足りるものの任意に事前提出
平成28年8月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託規定の内容	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第32条から第37条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条までの規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。	事後	

<p>平成29年10月3日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、15、16、20、22、23、24、25、27、28、31、32、33、37、38、39、41、43、45、47、48、50、51、53、55、56、57、58、59条</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3条 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>事後</p>	<p>法令等の改正による</p>
<p>平成29年10月3日</p>	<p>I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長</p>	<p>戸籍住民課 古布 武</p>	<p>戸籍住民課 西川 貴也</p>	<p>事後</p>	<p>所属長の変更による</p>
<p>平成29年10月3日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名</p>	<p>アール・オー・エス中部株式会社</p>	<p>株式会社エイジェック 名古屋オフィス</p>	<p>事後</p>	<p>委託先の社名変更による</p>

平成29年10月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	項16 総務部課税課、総務部収税課	項16 総務部課税課、総務部収納推進課	事後	課名変更による
平成30年9月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 戸籍住民課 西川 貴也	②所属長の役職名 戸籍住民課長	事後	
平成30年9月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 55件	提供を行っている 56件	事後	法令等の改正による
平成30年9月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙1		項74 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む) 項85の2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 項119 都道府県知事	事後	法令等の改正による
平成30年9月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙1	項117 厚生労働大臣 項120 都道府県知事		事後	法令等の改正による
平成30年9月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	項8 健康福祉部高齢・障がい福祉課、健康福祉部こども課 項12、34、41、46、47、84 健康福祉部高齢・障がい福祉課	項8 健康福祉部障がい福祉課、健康福祉部こども課 項12、34、46、47、84 健康福祉部障がい福祉課 項41 健康福祉部高齢者支援課	事後	課名変更による
令和1年6月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社 システム・エージ	株式会社 松阪電子計算センター	事後	委託先変更による

令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社 システム・エージ	株式会社 松阪電子計算センター	事後	委託先変更による
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙1	項8 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 項31 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村	項8 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 項31 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事後	根拠法令の修正
令和1年6月18日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 別紙2	項15 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 項27 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	項15 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 項27 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の修正
令和1年6月18日	III リスク対策(本人確認情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	事後	根拠法令の修正
令和1年6月18日	III リスク対策(送付先情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。	事後	根拠法令の修正

令和1年6月18日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和3年6月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	
令和3年6月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等)	番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等)	事後	

<p>令和3年6月16日</p>	<p>I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムにおける情報連携※ ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31の3、32、33、37、38、39、40、41、43、43の3、43の4、44の2、45、47、48、49の2、50、51、53、55、56、57、58、59、59の2、59の3条 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>事後</p>	
<p>令和3年6月16日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1.住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p>・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合を行う。</p>	<p>・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カードまたはその他の本人確認書類と住民基本台帳情報ファイルを、個人番号、住民票コード、基本4情報をもとに突合を行う。</p>	<p>事後</p>	



令和3年6月16日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p>	<p>①通知カード(引き換えに係る部分を除く。)</p> <p>②通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)</p>	<p>①個人番号通知書</p> <p>②個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年6月16日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p>	<p>①通知カード</p> <p>②通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)</p>	<p>①個人番号通知書</p> <p>②個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年6月16日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	<p>①通知カード</p> <p>②通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)</p>	<p>①個人番号通知書</p> <p>②個人番号及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年6月16日	<p>III リスク対策</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>1. 住民基本台帳ファイル</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>③特に慎重な対応が求められる情報</p>	<p>③機微情報</p>	事後	
令和3年6月16日	<p>V 評価実施手続</p> <p>1. 基礎項目評価</p> <p>①実施日</p>	平成27年1月7日	令和2年7月31日	事後	

<p>令和3年8月31日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携※ ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の3、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>事後</p>	<p>根拠法令の修正</p>
<p>令和3年8月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名</p>	<p>株式会社エイジェック 名古屋オフィス</p>	<p>株式会社 ニチイ学館</p>		

令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>1. 住民基本台帳ファイル</p> <p>5. 特定個人情報ファイルの提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>③対象となる本人の範囲 その必要性</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。</p> <p>また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。</p> <p>市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。</p> <p>また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。</p> <p>機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p>	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>③使用目的</p>	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	根拠法令の修正

令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>①法令上の根拠</p>	<p>個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)</p>	<p>個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>②提供先における用途</p>	<p>市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。</p>	<p>個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。</p>	事後	根拠法令の修正
令和3年8月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p>	<p>「2. ④記録される項目」と同上</p>	<p>「2. ③対象となる本人の範囲」と同上</p>	事後	
令和3年8月31日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>システム2</p> <p>②システムの機能</p>	<p>4. 本人確認情報検索</p> <p>:統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>	<p>4. 本人確認情報検索</p> <p>:統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p>	事後	

<p>令和3年8月31日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)(略)</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)(略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(略)</p>	<p>事後</p>	<p>番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更</p>
<p>令和3年8月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p>	<p>・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>現行の仕様に合わせた変更</p>
<p>令和3年8月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 本人確認情報ファイル</p>	<p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ</p>	<p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番</p>	<p>事後</p>	<p>住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。</p>

<p>令和3年8月31日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (3) 送付先情報ファイル</p>	<p>1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名 外字数、27. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン</p>	<p>1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名 外字数、27. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字氏名、67. ローマ字 旧氏</p>	<p>事後</p>	<p>住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため。</p>
------------------	--	--	---	-----------	--

<p>令和5年1月6日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>電子錠にて入退室管理を行っている本市サーバー室に設置したサーバ内に保管している。本市サーバー室への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;本市が契約するクラウドサービス利用における措置&gt; ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	<p>クラウドサービス利用による変更</p>
<p>令和5年1月6日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.本人確認情報ファイル 3.送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>電子錠にて入退室管理を行っている本市サーバー室に設置したサーバ内に保管している。本市サーバー室への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。</p>	<p>&lt;本市が契約するクラウドサービス利用における措置&gt; ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</p>	<p>事前</p>	<p>クラウドサービス利用による変更</p>

<p>令和5年1月6日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 1.住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。</li> <li>・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。</li> <li>・サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置および自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</li> <li>・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。</li> <li>・届出書は鍵付きの書庫に保管している。</li> </ul> <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。</li> <li>・届出書は鍵付きの書庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt;本市が契約するクラウドサービス利用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。</li> <li>・データセンターとは専用線にて接続。</li> <li>・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。</li> <li>・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。</li> <li>・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。</li> <li>・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</li> </ul> <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<p>事前</p>	<p>クラウドサービス利用による変更</p>
-----------------	--	---	--	-----------	------------------------



<p>令和5年1月6日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2.本人確認情報ファイル 3.送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<p>・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・届出書は鍵付きの書庫に保管している。</p> <p>&lt;本市が契約するクラウドサービス利用における措置&gt; ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。 ・データセンターとは専用線にて接続。 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</p> <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<p>事前</p>	<p>クラウドサービス利用による変更</p>
<p>令和5年2月6日</p>	<p>I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 3.個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p>	<p>転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p>	<p>個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p>	<p>事前</p>	<p>法令改正に伴う変更</p>

<p>令和5年12月4日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号の交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号の交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下、「個人番号カード命令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>事後</p>	<p>法令等の改正による</p>
<p>令和5年12月4日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠</p>	<p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>	<p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>	<p>事後</p>	

令和5年12月4日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の5、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3 (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル ⑥事務担当部署</p>	環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御園)	環境生活部戸籍住民課	事後	
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード命令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	事後	法令等の改正による

令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目 その妥当性</p>	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>③使用目的※</p>	<p>個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。</p>	<p>個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。</p>	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>④使用の主体 使用部署</p>	<p>環境生活部戸籍住民課</p>	<p>環境生活部戸籍住民課、各総合支所生活福祉課(二見・小俣・御菌)</p>	事後	
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	事後	法令等の改正による

令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>①法令上の根拠</p>	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>②提供先における用途</p>	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード命令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令等の改正による
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>⑥提供方法</p>	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	
令和5年12月4日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>3. 送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>⑦時期・頻度</p>	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	
令和5年12月4日	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p> <p>(1)住民基本台帳ファイル</p> <p>①住民票記載項目</p>		、58. 旧氏 漢字、59. 旧氏 ふりがな	事後	
令和5年12月4日	<p>(別添1)特定個人情報ファイル記録項目</p> <p>(1)住民基本台帳ファイル</p> <p>③その他記録項目</p>		、31. ローマ字 氏名、33. ローマ字 旧氏	事後	

<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  1. 住民基本台帳ファイル  4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  規定の内容</p>	<p>【既存住基システム保守業務委託】  ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。  ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条までの規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。</p>	<p>【既存住基システム保守業務委託】  ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。  ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。</p>	<p>事後</p>	<p>伊勢市個人情報保護条例の廃止による</p>
<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  1. 住民基本台帳ファイル  5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  特定個人情報の提供・移転に関するルール  ルール内容及びルールの遵守の確認方法</p>	<p>伊勢市個人情報保護条例及び番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。</p>	<p>番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>伊勢市個人情報保護条例の廃止による</p>
<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  1. 住民基本台帳ファイル  8. 監査実施の有無</p>	<p>[ ]内部監査</p>	<p>[○]内部監査</p>	<p>事後</p>	

<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  2. 本人確認情報ファイル  4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  規定の内容</p>	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。</li> <li>・受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。</li> <li>・業務の遂行にあたっては、伊勢市個人情報保護条例をはじめとする関係法令を順守し、業務及び業務処理上知り得た事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。</li> </ul>	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。</li> <li>・受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。</li> <li>・業務の遂行にあたっては、関係法令を順守し、業務及び業務処理上知り得た事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>伊勢市個人情報保護条例の廃止による</p>
<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  2. 本人確認情報ファイル  5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  特定個人情報の提供・移転に関するルール  ルール内容及びルールの遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報提供はなされないことがシステム上担保される。</li> <li>・番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。</li> </ul>	<p>事後</p>	<p>伊勢市個人情報保護条例の廃止による</p>

<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  2. 本人確認情報ファイル  5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・認証できない相手先への情報の提供はなされない。  ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得られた結果を適切に提供・移転することを担保する。  ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク  相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置  システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。  また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置  相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  3. 送付先情報ファイル  4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定  規定の内容</p>	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <p>・すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。  ・受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。  ・業務の遂行にあたっては、伊勢市個人情報保護条例をはじめとする関係法令を順守し、業務及び業務処理上知り得た事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <p>・すべてのシステム環境(本番環境・保守環境・開発環境)において、セキュリティ対策は万全の対策を行うこと。  ・受託者(退職者等を含む)は、本委託業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。  ・業務の遂行にあたっては、関係法令を順守し、業務及び業務処理上知り得た事項を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>事後</p>	<p>伊勢市個人情報保護条例の廃止による</p>



<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  3. 送付先情報ファイル  5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<p>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置  相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置  システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置  相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>	<p>事後</p>	
<p>令和5年12月4日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  1. 特定個人情報ファイル名  3. 送付先情報ファイル  7. 特定個人情報の保管・消去  特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。  ・届出書は鍵付きの書庫に保管している。</p> <p>&lt;本市が契約するクラウドサービス利用における措置&gt;  ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用。  ・データセンターとは専用線にて接続。  ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管。  ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと生体認証が必要。  ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。  ・電源供給が断たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。</p> <p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>	<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置  本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置  システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	<p>事後</p>	

令和5年12月4日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。手続きについては、伊勢市個人情報保護条例による。	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。	事後	伊勢市個人情報保護条例の廃止による
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙1	No.36項77 提供先における用途:雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの No.45項97 提供先:都道府県知事又は保健所を設置する市町村 No.57項116 提供先における用途:子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの No.58項120	No.36項77 提供先における用途:雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの No.45項97 提供先:都道府県知事又は保健所を設置する市の長 No.57項116 提供先における用途:子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの No.58項117 提供先:厚生労働大臣 提供先における用途:年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの No.59項120	事後	根拠法令の修正
令和5年12月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 別紙2	項15 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 項16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 項30 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	項15 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 項16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 項30 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	根拠法令の修正

<p>令和5年12月4日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要  1. 特定個人情報ファイル名  1. 住民基本台帳ファイル  5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 別紙2</p>	<p>項36-2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項49 母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項59 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項63 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項94 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>項36-2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書等の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項49 母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項59 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項63 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国在留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>項94 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>事後</p>	<p>根拠法令の修正</p>
------------------	--	--	---	-----------	----------------